

社保シリーズ

訪問診療にかかる 介護保険と医療保険の算定④

社保研究部

前回は介護給付費明細書の記載方法と介護給付費請求書の記載方法について解説した。今回は請求後の返戻通知とその読み方、対応について説明する。

1. 介護保険請求にあたっての注意

介護保険の請求後に、国保連合会から送られてくる書類の内容を必ず確認する必要がある。送られてくるのは、介護給付費等支払決定額内訳書、請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表、介護保険審査決定増減表である（下に見本）。

返戻に対応するためには予め明細書と請求書のコピーを一部とっておく必要がある。なぜなら、医療保険とは異なり、レセプトが返戻されないからである。写しと突き合わせることで、誤りがどこかがわかりやすくなる。

誤りを特定したら、翌月に改めて月遅れ分として請求しなোস。

2. 介護保険請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表の問題点

医療保険のレセプトと違い介護保険は電子化されて請求されるケースが多いためか返戻内容が記号化されている。レセプト請求のオンライン化が進むと、返戻の方法もこれに似たような形になると想像できる。協会は、もっとわかりやすい一覧表にするか、誤った箇所をわかりやすく添削されたひな形を新規開業者に配布し、周知徹底するよう対府交渉において、府国保課に要望している。

しかしながら、府国保課は今のところ歯科医側からは何も不都合を感じるなどの支障は聞かれないとか、国の決めた様式に従っているだけ、と答えるのみで一向に改善する姿勢は見られない。

介護保険請求に関する皆さんの声を協会にお寄せいただきたい。

国保連合会 → 事業所

事業所番号	事業所名
27XXXXXX	歯科医院

介護給付費等支払決定額内訳書

平成21年5月 審査分

平成21年6月●日

1頁

大阪府国保連合会

保険者番号 (公費負担者番号)	サービス提供年月	サービス種類名	審 査 決 定				保険者(公費負担者)負担金額 (特定入所者介護費等)	備 考
			件 数	日数 (回数) (日回)	単位数 単 位	金 額 円		
00271007	H21.4	居宅療養管理指導	3 0	6 0	2,600	26,000 0	24,400 0	
審査決定	介護サービス費		3	6	2,600	26,000	24,400	
	特定入所者介護費等		0	0		0	0	
過誤調整	介護サービス費		0	0	0	0	0	
	特定入所者介護費等		0	0		0	0	
	介護サービス費		3	6	2,600	26,000	24,400	
支払決定	特定入所者介護費等		0	0		0	0	

※ 1. 下段は特定入所者介護サービス費等です。
 ※ 2. 特定入所者介護サービス費等の件数、日数は再掲です。
 ※ 3. 単位数、金額、保険者（公費負担者）負担金額（特定入所者介護費等）の各欄は介護保険給付と公費給付の合算です（生保単独を除く）。
 ※ 4. 過原調整の内訳については、介護給付費過誤決定通知書、介護給付費再審査決定通知書に記載しています。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所(保険者)番号 27XXXXXX

事業所(保険者)名 OOOO歯科

平成21年5月 審査分

平成21年6月●日

1 頁

大阪府国保連合会

保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備考
271007	0003480860	請	H21.4	31	800	B	保険単位数合計： SOエラー関連項目（計算時自動訂正）	SA
大阪市	※							
271007	0003480860	請	H21.4	31	800	B	保険単位数単価： 利用者負担額等の総額が再計算値を超過	SO
大阪市	※							
271007	0003480860	請	H21.4	31	800	B	保険請求額： SOエラー関連項目（計算時自動訂正）	SA
大阪市	※							
271007	0003480860	請	H21.4	31	800	B	保険利用者負担額： 利用者負担額等の総額が再計算値を超過	SO
大阪市	※							
271007	0003480860	請	H21.4	31	800	B	公1単位数合計： 利用者負担額等の総額が再計算値を超過	SO
大阪市	※							

介護保険審査決定増減表

[illegible]

※1 この表は請求のあった介護給付費のうち、審査決定に際し、請求書と請求明細書の積上げとの差、返戻、査定増減、保留のあったものについて通知するものです。

※2 保留復活分については、前月まで保留されていたものが、復活したものです。

※3 下段は特定入所者介護サービス費等です。

3. 歯科の主な返戻コードと対処法

介護保険の返戻通知には医療保険のような返戻付箋は添付されておらず、コンピュータによるエラーコード表示のため返戻事由が具体的に示されていないことが多い。下記は、歯科でよく起こる返戻コードの読み方一覧で、大阪府国保連合会の調べによる。下記以外は分かりにくいので直接、国保連合会(06-6949-5244)に問い合わせる方がよい。

エラーコード	返戻通知での表示	読み方と対処方法
B 0	一次：必須項目であるのに値が存在しません。	サービス提供年月日、保険者番号、給付率の漏れなどがないか見直す。
B 3	一次：日付の形式に誤りがあります。	生年月日の明治・大正・昭和や性別の○印の漏れや誤り、サービス開始年月日の漏れがないか確認する。
P 0	資格：受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	受給者番号または被保険者番号の誤りなので介護保険被保険者証を確認する。転記ミスがないようなら市町村に連絡する。
Q R	資格：摘要欄が未記入です。	居宅への訪問日を記入する
S 0	資格：保険及び公費請求額と利用者負担額（標準負担額）の合計が、審査により再計算した総額又は訂正後求めた総額を超えています。	生活保護者への療養指導の場合は、公費分回数や公費対象単位数欄にも記載が必要になる。記入漏れまたは誤りがないか確認する。
S A	資格：既定値又は計算値を超えているため自動訂正しました。	S 0エラー時にセットで表示されるケースが多い。
T M	一次：日数又は実日数が0（ゼロ）は、不正です。	「③サービス実日数」欄が空白になっていないか確認する。
Q E	資格：生活保護指定を受けていない事業所のため請求できません。	生活保護法指定介護機関指定申請と生活保護法指定介護機関指定申請（介護予防）をしているか確認する。 注1

注 1

①要介護1～5：生活保護法指定介護機関指定申請

居宅療養管理指導を実施する場合に申請が必要になる。ただし、2000年4月1日時点で既開設であれば申請は不要。

②要支援 1， 2：生活保護法指定介護機関指定申請（介護予防）

介護予防居宅療養管理指導を実施する場合に申請が必要になる。この申請は、すべての医療機関に義務付けられている（申請様式は7月15号参照）。

＜エラーが起こりやすい箇所と主なエラーコード＞

様式第二

[illegible]